

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により、請求人から提出された住民監査請求について、同条第4項の規定により監査した結果を次のとおり通知したので、これを公表する。

令和6年2月9日

坂城町監査委員 春日英次
同 大森茂彦

5監査第3号
令和6年2月9日

（請求人）様

坂城町監査委員 春日英次
同 大森茂彦

坂城町に関する措置請求に係る監査結果について（通知）

令和5年12月13日付坂城町に関する措置請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、別紙のとおり監査結果を通知します。

監査委員事務局

坂城町に関する措置請求の監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

坂城町大字坂城□□

(氏名)

2 請求書の提出

請求書の提出は、令和5年12月13日である。

3 請求の内容

提出された坂城町措置請求書による請求の要旨は、次のとおりである（内容は原文のまま）。

請求の要旨

X元議会議員は、令和5年1月23日から同年7月23日までの間、長野県埴科郡坂城町大字坂城10082-6番地に居住しなければならなかった筈が、居住をしていた書類を整える事が出来ず、証明する証拠書類も集められなかった。被選挙権がないことにより、下記記載の議員報酬全額を坂城町に返還しなければならない。

令和5年4月23日に坂城町議会議員一般選挙に初当選し、令和5年5月1日から同年12月12日までの議員報酬額、約2,327,000円は坂城町議会議員に対しての議員報酬として払われるべきものとしては理解しているが、X氏に関しては被選挙権がないと判断された結果、坂城町に議員報酬全額返還をさせるべきである。

無論、居住実態が証明されなかった事により、議会議員の権限はなく議員報酬を受け取るべきではないと解釈する。

公職選挙法第9条には「日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する」と記載されている。また地方議会の選挙では、「公職選挙法の規定により3か月間の居住が必要と定められている」と記載されている。

「昭和32年9月13日最高裁判所第二小法廷判決」にも「公職選挙法上においても一定の場所を住所と認定するについては、その者の住所とする意思だけでは足りず客観的に生活の本拠たる実態を必要とするものと、解すべきである」と判示。また、坂城町議会議長並びに8名の坂城町議会議員に対して、X氏の居住実態無しの疑惑に関する、異議申立を坂城町議会事務局に託したのが令和5年7月24日であり、また別にX氏には不服申立を提出していた。

X氏に対しては、令和5年5月1日から同年7月24日までの議員報酬が妥当であり、以降の議員報酬は無いものとするのが妥当である。

一方、X元議会議員が居住実態を証明出来ない事は、立候補届出時には既に明白、不服申立時点でも被選挙権がない事は理解していたにも関わらず、そのまま議会議員とし続け、X氏の有権者が持つ清き312票を汚した事になる。よって道理にはずれているため、令和5年12月6日にX氏自身により、辞職願を議会議長に提出したはこびになっている。

坂城町議会議員一般選挙の立候補届出時に、宣誓書に記載されている公職選挙法第86条8第1項、第87条第1項、第87条2、第251条2、又は第251条3の規定を理解し、署名したX氏が議会議員として資格がないにも関わらず出馬し坂城町をはじめ、坂城町議会並びに坂城町民を攪乱させ迷惑を掛けたと認識する。

X氏に支払った議員報酬は、坂城町の財産ではあるが、元より坂城町民の血税であり町民の財産でもある。従って議会議員の資格がないとされる、X元議会議員の議員報酬は全て返還されなければ、坂城町の財産と坂城町民の血税に対する損害にあたると思われる。

令和5年12月12日の坂城町議会の本会議で辞職を決定された、X氏に対しては議会議員辞職後である為、議員報酬全額返還措置を求めて頂きたい。信濃毎日新聞の記事に掲載されていたが万に一つも、X氏が、居住実態があると思っていたと主張するのであれば、辞職願を提出する行為は不自然な行動である。また、選挙管理委員会（以後、選管という。）にも確認したと記載されているが、選管が事前に立候補者の居住実態を調査できない理由は現行の公職選挙法では、候補者の被選挙権の有無について、選管には書類上の形式的な審査権は認められているが、立候補予定者が被選挙権を有するかどうかの調査権限はない。

従って選管は、提出された書類をチェックし、形式上の瑕疵が無ければ、そのまま受理することしかできない。仮に特定の候補者に被選挙権がないことを知りえても受付を拒否することもできなければ、その事実を公表する事もできないので、X氏が選管に確認し立候補したとされているが、選管はX氏に対して有無の返事はなされていないと思われる。

これらに関しては、坂城町選挙管理委員会に責任を問うことではなく、宣誓書に署名し坂城町議会議員の権限がないにも関わらず、坂城町民を欺いて議会議員の職責に着いていたX氏。居住実態がない疑いから被選挙権がない事実が明らかになり指摘され、公となり辞職をされたが諺にもある様に立つ鳥跡を濁さずの言葉の様に議会議員権限がないとされた以上、議員報酬は坂城町に全額返還させ

るのが妥当な事だと、一坂城町民として訴え続けていきたい。

4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条所定の要件を具備しているものと認め、これを受理する。

5 請求人の証拠の提出及び陳述

令和6年1月15日、請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定により、新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、監査対象事項について請求内容の補足及び新たな証拠の提出はなかった。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

辞職したX元坂城町議会議員（以下「本件元議員」という。）は、公職選挙法第10条第1項第5号に規定する市町村の議会の議員の被選挙権の要件である同法第9条第2項に規定する「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」でなかったことが疑われ、その当選は無効であったにもかかわらず、坂城町長が本件元議員に対する議員報酬の支払いに係る支出命令を行ったのは、不当な公金の支出に当たるため、その返還を求める旨の請求について。

2 監査対象機関

議会事務局について監査を実施した。

3 監査対象機関の陳述

令和6年1月15日、監査対象機関の職員等の陳述を実施した。

第3 監査の結果

以下、事実関係の確認及び判断について述べる。

1 事実関係の確認

本件元議員は、令和5年4月23日執行の坂城町議会議員一般選挙に当選後、同年5月1日から議員活動を行い、同年12月6日に一身上の都合を理由として辞職願を議会議長に提出し、同月12日に議会において辞職が許可された。

その間に、坂城町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例並びに坂城

町議会政務活動費の交付に関する条例に基づき支給された議員報酬、費用弁償及び政務調査活動費の支給状況は、次のとおりである。

(1) 報酬

支給日	支給内容	支給金額
令和5年5月16日	議員報酬5月分	224,000円
令和5年6月15日	議員報酬6月分	224,000円
同年6月15日	議員報酬6月期末手当	155,232円
同年7月14日	議員報酬7月分	224,000円
同年8月10日	議員報酬8月分	224,000円
同年9月15日	議員報酬9月分	224,000円
同年10月16日	議員報酬10月分	224,000円
同年11月16日	議員報酬11月分	224,000円
同年12月15日	議員報酬12月分（1日～12日）	86,709円
同日	議員報酬12月期末手当	517,440円
同年12月26日	議員報酬12月期末手当差額分	31,360円
	合 計	2,358,741円

(2) 費用弁償

支給日	支給内容	支給金額
令和5年9月26日	研修への参加	13,700円
同年11月13日	委員会調査	13,000円
	合 計	26,700円

(3) 政務活動費

支給日	支給内容	支給金額
令和5年5月31日	政務活動費5・6月分	10,000円
同年7月31日	政務活動費7～9月分	15,000円
同年10月31日	政務活動費10～12月分	15,000円
	合 計	40,000円

2 判断

監査対象事項について、請求人の請求の対象となっている事実は、議員報酬等の支払いであり、財務会計上の行為であるため、住民監査請求の対象となる事実であり、坂城町長の支出命令が違法又は不当であるかが問題となる。

地方自治法第203条第1項の規定によると、「普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支払わなければならない。」とされており、対象者が議員資格を有している限りは議員報酬を支払わなければならない。

請求人の請求としては、本件元議員はそもそも議会議員の被選挙権の要件を満たしておらず、当選自体が無効であることから、本件元議員に対する議員報酬の支払いは違法又は不当であると主張しているが、選挙長は、請求人が主張しているように形式的審査権に基づいて立候補の届出を受理し、選挙及び当選の効力が確定している以上は本件元議員は議員の資格を有しているといわざるを得ない。その場合、坂城町長としては、同法第203条第1項の規定に基づき、本件元議員に議員報酬等を支払わなければならないことになり、議員報酬等を支払ったことについて、違法又は不当であるということはできない。

3 結論

以上のとおり、本件支出が違法であるとし、違法な支出に充てられた議員報酬等の返還請求権を行使することを町長において怠っているとする請求人の主張は採用できない。

請求人の主張は理由がないため、これを棄却する。

第4 意見

監査結果は以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

住民監査請求の監査対象としては、「違法又は不当な財務会計上の行為及び財務に関する怠る事実」であるが、本件請求の内容にある議員資格要件自体の有無を調査し、判断することはできない。

しかしながら、本件元議員に対して嫌疑がかけられていた中で一身上の理由として自ら辞職したことは、地方自治の根幹をなす議会制度の趣旨からしても大変憂慮すべきことである。